

axisnews

アクセスグループ

9

2025

COLUMN

中小企業における
生成AIの使い方と可能性



知りたいあれこれ Q&A

会社の税金を最適化する、役員報酬3つのルール

今月の助成金

業務改善助成金

中小企業における生成AIの使い方と可能性

生成AIが最近話題になっています。

Chat GPTなどを触ったことがある方は多いと思いますが、業務でAIを使いこなすとなると、都会の大企業の話とわれがちです。

しかし実際には、地方の中小企業にとっても、十分に「使える道具」になりつつあります。



コラム執筆

アカシグループ代表 川人 広平



AIは「真のDX」を実現する力

生成AIの活用は、単なる業務効率化ツールにとどまりません。それは、多くの中小企業が目指すべきDX（デジタルトランスフォーメーション）の強力な推進力となるのです。

DXの本来の意味は、「デジタル技術を活用し、ビジネスモデルを変革して、新たな顧客価値を生み出すこと」です。例えば、「営業プロセスをAIで効率化してリソースを確保し、これまで計算が合わず対応できなかった小口のニーズにも応えられるようにする」ということができれば、これはまさに新たな顧客価値の創造であり、「DX」と言えるのではないでしょうか。

では、このDXを実現するために、生成AIを具体的にどう活用できるのでしょうか。まずは身近なところから紹介します。

1

STEP

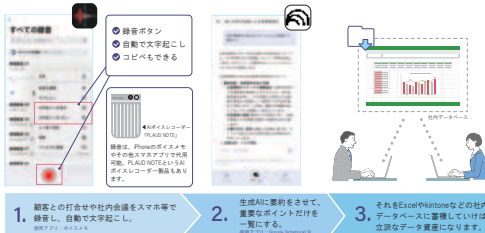
まずは日常業務をAIで効率化する

一番イメージしやすいのは、日常業務の効率化です。例えば、ちょっとした文章の作成。メールの返信文、企画書のたたき台、社内報やブログ記事など、ゼロから自分で考える時間がかかるものも、AIに頼めば数秒で草案が出てきます。もちろん、そのまま使えるわけではなく手直しは必要ですが、「最初の一步を作ってもらう」だけでも大きな時短になります。社内で「こんなときAIを使ったら便利だった」という事例を共有し合えば、社員一人ひとりがそれぞれ工夫して使いこなすようになり、組織全体の効率も高まっていくでしょう。

2

データを資産として蓄積し活用する

もう一步進んだ活用法は、日々の業務の中で、これまでは流れて消えていった情報を、AIをうまく使うことで「データ資産」として蓄積すること、そして蓄積したデータを活用するのにAIを使うことです。



3

採用の観点からもAIは重要に

実は、AIを活用することは「採用力」にも繋がります。というより、もはや必須であり「使いこなしていないと採用できない/人が辞めていく」という世界が、2、3年後にはやってくるのではないかと思います。例えば会計事務所の採用でいえば、AIを使いこなしていないというのは、これからの世代の若者からすると「そろばんで計算して、手書きで申告書を作成する事務所」と同じようなものに映るかもしれません。そろばんと手書きで仕事させられる会社より、高性能のパソコンで作業し、必要な情報もすぐ手に入る会社で働きたいと思うのは当然ですね。

summary

生成AIは、「都会の大企業だけが使うもの」ではありません。メールの下書きから始めても良いですし、社内会議を記録して要約することからでも構いません。小さな一歩が、やがて大きな差につながります。中小企業だからこそ、柔軟に、新しい道具を取り入れてみませんか。

Pick up seminar

AXIS COMMUNITY



出会いと学びが加速する! アクシスコミュニティ

【2025年下半年】セミナースケジュールのご案内

2025年も残り僅かとなりました。今回は、2025年10月以降に開催されるセミナーのご案内です。各セミナーの詳細については、右ページをご覧ください。となたでもどの回でもご参加いただけます! ご参加お待ちしております。

各セミナー共有事項

開催時刻 14:00~15:30 ※セミナー開始の15分前から受付を開始します。

参加形式 ・リアル会場 / 税理士法人アクシス本社(徳島県徳島市北島町1丁目3-3)
・オンライン(ZOOM※前日に視聴URLをお送りします。)
※創業アカデミーについては、リアル会場での開催となります。

参加費 無料

駐車場 40台(満車の場合は、第2・第3駐車場へのご案内となります。)

申込締切 セミナー前日正午まで(それ以降はお電話での受付となります。)

お問い合わせ

axis
アクシスグループ

[本社] 徳島県徳島市北島町1-3-3
営業時間: 平日9時~18時(土・日・祝日を除く)
☎088-631-8119

本セミナーはやむを得ない事情により、一部変更となる場合がございますので、ご了承ください。
万が一変更になった場合はLINEやHPにてお知らせします。

【第3回】会社を成長させる経理セミナー

10/9 (木) 14:00~15:30

すぐに使える 経理スキル

経理担当者としての
スキルアップを目指す



講師
アクシスグループ
顧客サービス部 代行経理 部長
マナジャー 五井 肇也

経理の実務に役立つヒントをお届けします。財務諸表の基本的な読み方から、担当者に求められる実践スキル、さらに日々の業務にすぐ活かせるテクニックまで、分かりやすく紹介します。



※お申込み方法 / QRコード

※左記の QRコードを読み取って、詳細ページよりお申込みください。

【第4回】創業・経営アカデミー

10/15 (水) 14:00~15:30

創業期の人事労務と 従業員管理の基礎

雇用前に準備して
おくべきこと



講師
社会保険労務士法人アクシス
代表社員 / 社会保険労務士
稲葉 裕

これから起業を目指す方や創業間もない経営者に向けた、業務に即した内容が学べる少人数制セミナーです。「雇用の準備、何から始めればよいのか不安...」そんな声に応えるプログラムを用意しています。



※お申込み方法 / QRコード

※左記の QRコードを読み取って、詳細ページよりお申込みください。

【第5回】会社を成長させる労務セミナー

11/13 (木) 14:00~15:30

労務時間管理の基本と 実務への活用法

残業管理と働き方改革



講師
社会保険労務士法人アクシス
社会保険労務士
橋本 育代

頻繁に行われる法改正や規制の見直しに、対応が追いつかず不安を感じていませんか? 「ここだけは押さえておきたい」というポイントを厳選し、実務に直結する内容を解説します。



※お申込み方法 / QRコード

※左記の QRコードを読み取って、詳細ページよりお申込みください。

【第3回】事業承継・M&Aセミナー

11/19 (水) 14:00~15:30

事業承継税務

知らないといけない税の話



講師
アクシスグループ代表
税理士・公認会計士
川人 広平

中小企業の経営者や後継者候補に向けた事業承継・M&Aセミナーです。今回は知らないといけない税の話、親・従業員への承継で押さえるべき基本をわかりやすく解説します。



※お申込み方法 / QRコード

※左記の QRコードを読み取って、詳細ページよりお申込みください。



「アクシス公式LINE」からもお申込み可能です!



アクシス公式LINEでは最新セミナーの他、経営に役立つ情報を随時配信しております。ぜひご登録ください。

◀左のQRコードよりご登録ください。



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「会社の税金を最適化する、役員報酬3つのルール」

Q & A

No.70

一会社の税金を最適化する、役員報酬3つのルール

決め方ひとつで、会社の税金が大きく変わる役員報酬。ルールを知らずに決めると、経費として認められないことも。今回は、税金を減をしないための「役員報酬の3つの種類」と正しい決定プロセスについて、分かりやすく解説します。

Q. 役員報酬はどのようにして決まるの？

A. 役員報酬は企業の経営方針や業績に大きく影響するので、慎重に決定する必要があります。まず、役員報酬の決定は、決算日から3ヵ月以内に実施される株主総会で総額を決め、その後、取締役会で各役員への配分を行うのが一般的です。そして役員報酬の種類は、大きく分けて『定期同額給与』『事前確定届出給与』『業績連動給与』の3種類があります。

Q. 各種類にはどのような特徴があるの？

A. 1つ目は『定期同額給与』は、年度中、毎月同じ金額の報酬を支払う方法です。税務署への特別な届出は必要なく、毎月一定額を支払うことを条件として損金と認められます。支給額を変更する場合は、事業年度開始から3ヵ月以内に行う必要があります。

2つ目は『事前確定届出給与』についてです。役員の賞与は、原則的に損金として認められません。ただし、あらかじめ支給日と金額を決めて税務署に届出を出すことで、役員の賞与を損金として計上できます。これが事前確定届出給与です。税務署への届出期限は、株主総会等の決議した日から1ヵ月以内、もしくは、事業年度開始日から4ヵ月以内のうちいずれか早い日まで、となっています。

3つ目は『業績連動給与』ですが、これは、利益や売上高等、会社の業績に応じて報酬が変動する形態です。導入するにあたっては算定指標を定め、算定方法を有価証券報告書等により開示する必要があります。ただし、家族や親族が主な経営者である同族会社には認められていません。日本の中小企業のうち約9割は同族会社のため、業績連動給与を導入できるのは大企業など一部の会社のみです。

Q. 役員報酬を決める上での注意点は？

A. 役員報酬を損金として算入するためには、先ほども伝えました要件を遵守することが重要です。また、役員報酬の決定には、企業の経営状況や業績、税務上の要件などを総合的に考慮する必要があり、決定プロセスは透明性を持たせることが大切です。株主総会や取締役会の議事録を適切に作成し、記録を残すことで、後々のトラブルを防ぐことができます。税理士法人アックスではこのようなお悩みについても、ご相談いただけます。お気軽に弊社公式LINEもしくはお電話にてご連絡ください。

LINE公式アカウント

アックスでは、会計や労務、報酬などお客様のお悩みに沿ったご質問をしております。初回は無料でご相談を承っておりますのでお気軽にお問い合わせください。
また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーにお届けするためLINEの公式アカウントを開発しております。LINE検索で「税理士法人アックス」と入力していただくか、QRコードからご登録いただけます！



税理士法人アックス

LINE 検索で「税理士法人アックス」

お問い合わせはこちらまで

アックスグループ

088-631-8119

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

業務改善助成金

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば嬉しいです！

業務改善助成金

*業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者を対象に、**生産性向上**を目的として設備投資などを行い、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合**、その投資費用の一部を助成するものです。

助成率・助成上限額

事業場内の最低賃金を、コースごとに決められた金額以上に引き上げた場合に、生産性を高めるために使った設備投資などの費用の一部を、決められた割合に応じて助成します。

助成率

1,000 円 未満	4/5
1,000 円 以上	3/4

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模 30 人未満の事業者
30 円コース	30 円以上	1 人	30 万円	60 万円
		2～3 人	50 万円	90 万円
		4～6 人	70 万円	100 万円
		7 人以上	100 万円	120 万円
		10 人以上※	120 万円	130 万円
45 円コース	45 円以上	1 人	45 万円	80 万円
		2～3 人	70 万円	110 万円
		4～6 人	100 万円	140 万円
		7 人以上	150 万円	160 万円
		10 人以上※	180 万円	180 万円
60 円コース	60 円以上	1 人	60 万円	110 万円
		2～3 人	90 万円	160 万円
		4～6 人	150 万円	190 万円
		7 人以上	230 万円	230 万円
		10 人以上※	300 万円	300 万円
90 円コース	90 円以上	1 人	90 万円	170 万円
		2～3 人	150 万円	240 万円
		4～6 人	270 万円	290 万円
		7 人以上	450 万円	450 万円
		10 人以上※	600 万円	600 万円

※10 人以上の上限額区分は、特別事業者が、10 人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

対象事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

賃金引上げ期間

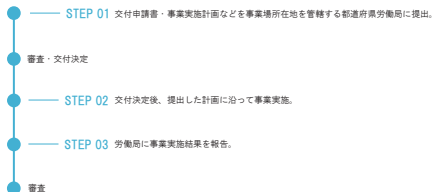
- 地域別最低賃金の発効に対して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げる必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金と同額を就業規則等に定める必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引き上げは認められません。

令和6年度から令和7年度への主な変更点

- 生産性要件が廃止になりました。
- 事業主単位の年間申請上限額が600万円となりました。
- みなし大企業（大企業と密接な関係を有する企業）は対象外となりました。
- 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- 賃金引上げ計画の事前提出が省略可能になりました。

※令和7年9月5日(金)から地域別最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ計画の事前提出が不要となります。

助成金申請までの流れ



支給

徳島県「賃上げ応援サポート事業」について

徳島県は、上記国の業務改善助成金の受給者を対象に、さらに県独自で「上乗せ助成」と「社労士報酬費用補助」を実施しています。

【上乗せ助成】

国の助成率に応じ、費用の1/5もしくは1/4が上乗せ補助されます。対象は、徳島県内に事業所があり、令和7年度に業務改善助成金の交付申請・確定通知を受けた事業者です。

【社会保険労務士への報酬費用補助】

「業務改善助成金」または「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」の申請に係る社労士報酬の1/2が助成されます（上限10万円）。

【申請期間など】

上乗せ助成および報酬費用補助の受付は令和8年3月2日(月)必着。詳細な様式や要綱は県HPに順次掲載予定です。



令和7年度の制度変更により、申請時期や助成率、申請上限額などの事項が整理・明確化され、かつ柔軟さを維持した制度へと進化しています。徳島県の独自支援と併せれば、設備投資と賃上げの両立を図りながら、従業員の所得向上にもつながられる絶好の機会です。

詳細は、以下の厚生労働省HP（業務改善助成金）よりご確認ください。



◀こちらのQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html